令和9年度
清瀬市立学童クラブ入会申請のご案内

学童クラブの利用にあたっては、毎年度、申請が必要です。
本申請は令和９年４月１日から令和10年３月31日までの期間における入会を対象としています。

令和９年度　学童クラブ入会申請スケジュール

令和９年度４月入会申請		
	対象児童	申請期間
第１次申請	新１年生から新３年生	令和８年11月９日(月)　９時00分から 令和８年11月27日(金)　16時00分まで
第２次申請	新１年生から新６年生	令和８年12月14日(月)　９時00分から 令和８年12月24日(木)　16時00分まで

令和９年５月から令和10年３月までの入会申請					
前回の申請期限の翌日から入会を希望する月の前月10日まで(10日が土日祝日の時は、直前の開庁日)					
入会 希望月	申請期間	入会 希望月	申請期間	入会 希望月	申請期間
５月	3/11(木)～4/9(金)	９月	7/12(月)～8/10(火)	１月	11/11(木)～12/10(金)
６月	4/12(月)～5/10(月)	10月	8/12(木)～9/10(金)	２月	12/13(月)～1/7(金)
７月	5/11(火)～6/10(木)	11月	9/13(月)～10/8(金)	３月	1/11(火)～2/10(木)
８月	6/11(金)～7/9(金)	12月	10/12(火)～11/10(水)		

申請方法	
詳しくは、P.5をご参照ください	
1	Web フォーム
2	持参(清瀬市役所　２階　生涯学習スポーツ課　学童係　14番窓口)
3	郵送
4	学童クラブに提出　※令和８年度の在籍児童は、令和９年度４月分に限り、現在の学童クラブで申請できます。

お問合せ
清瀬市役所　２階　14番窓口 清瀬市　生涯学習スポーツ課　学童係 TEL：042−497−2089（直通）

学童クラブとは

◆ 学童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を保護者に代わって、生活の場を確保し適切な遊びや集団行動を通して、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

◆ 開所日

「日曜日」・「国民の祝日に関する法律に規定される国民の祝日」・「年末年始(12月29日～1月３日)」・「その他市長が特に必要と認めた日」を除く毎日

◆ 育成時間

	育成時間	延長育成時間(※1)
学校授業日	下校時 ～ 18時15分	18時15分～19時
学校休業日	８時 ～ 18時15分	18時15分～19時

(※1) 延長育成時間利用を希望される場合は、延長育成料が必要です。

日単位の利用料金 ･･･ 350円
月単位の利用料金 ･･･ 1,800円

延長育成のお支払い等については、直接学童クラブにお問い合わせください。

◆ おやつの提供

開所日は、毎日おやつを提供しています。
全員に同じおやつを提供するため、アレルギー等がある場合は必ず詳しくお知らせくだい。
状況により提供できない場合がありますが、育成料の減額はありません。

入会対象者

◆ 入会対象者は以下 1～3を満たす必要があります。

1、入会する児童が以下の①～②に該当していること

①清瀬市内居住の小学校１年生から６年生の児童。

※ 清瀬市に転入予定の方の申請も受け付けます。入会希望月内に転入することが分かる書類(土地・家屋の売買契約書、賃貸契約書等)を添付してお申し込みください。

②育成中に医療行為を必要とせず、集団生活が可能な児童であること。

2、同居のすべての保護者等(18歳以上70歳未満)が以下の入会要件のいずれかに該当していること。(詳細 P.3～P.4)

(1)就労(内定)している。
(2)産休・育休・病休等より復職する。
(3)就学している。
(4)出産予定である。
(5)疾病、心身障害等により、入院または療養中である。
(6)児童の親族で長期にわたる疾病・心身に障害がある者がいる等、居宅内又は居宅外で常時常時看護や介護に従事している。
(7)求職中である。
(8)その他、(1)から(6)までに類する状態として市長が認めた場合。

3、同一世帯の児童の育成料及び延長利用料を滞納していないこと。

入会要件と提出書類

要件	入会要件	提出書類
(1) 就労 （内定）	◆ 就労状況が、下記①～③をすべて満たすこと。 ① 就労時間が 1 日 4 時間以上 ② 就労時間が15時から17時の間の時間（夜勤の場合は、0 時から 5 時までの時間）を含むこと。 ※15時（夜勤の場合、0 時）勤務終了は審査対象外となります。 ③ 上記①②を満たす就労実績日数が、日曜日を除く週 3 日以上であること。 ◆ 新1年生については、就労状況が、下記①～③をすべて満たすことで、4 月から 6 月まで入会いただけます。 ① 就労時間が 1 日 4 時間以上 ② 就労時間が13時から17時の間の時間を含むこと。 ※13時勤務終了は審査対象外となります。 ③ 上記①②を満たす就労実績日数が、日曜日を除く週 3 日以上であること。 ◎ 就労証明書の就労実績欄には、直近 3 か月における勤務実績の記載（記入）が必須となります。 ※内定通知に基づき申請される際は、今後 3 か月間の就労見込みの記載（記入）が必須となります。 ◎ 就労証明書の直近 3 か月すべての就労実績が上記入会要件を満たしていない場合は、いかなる理由がある場合におきましても、審査対象外となります。 ◎ 内定の場合、承認期間は 2 か月間。入会後、入会月の翌月（10 日）までに、「就労証明書」の提出が必要です。期限までに提出がなされない場合は、当該月をもって退会となります。	【全員必須】 ●「就労証明書（内定証明書）」 【変則勤務（日によって就労時間帯が変わる方）】 ●「直近 3 か月の勤怠表」 【法人経営者】 《令和 7 年までに設立された方》 ●「源泉徴収票の写し」 《令和 8 年度以降に設立された方》 ●「登記簿謄本の写し」 【個人事業主・自営業・フリーランス等】 《令和 7 年までに就労開始された方》 ●「確定申告の写し」 《令和 8 年以降に就労開始された方》 ●「開業届の写し」及び「報酬証明」「請負契約書」「営業上必要な材料の仕入伝票」等、自営業を行っていることが確認できる書類の写し 【自営業の協力者】 《令和 7 年までに就労開始された方》 ●「源泉徴収票」または「確定申告書」 《令和 8 年以降に就労開始された方》 ●「青色事業専従者給与にかかわる届出書の写し」 【親族経営会社従事者】 《令和 7 年までに就労開始された方》 ●「源泉徴収票の写し」 《令和 8 年以降に就労開始された方》 ●「雇用契約書の写し」
(2)復職	◆ 下記①と②を満たすこと。 ① 入会月の月末までに、復職することが必要。（4 月入会の場合は 4 月30日までに復職すること。） ② 復職後の就労が、要件「(1)就労（内定）」の入会要件を満たしていること。 ◎ 復職の場合、承認期間は 2 か月間。入会後、入会月（復職月）の翌月10日までに、「復職証明書（市指定）」の提出が必要です。期限までに提出がなされない場合は、当該月をもって退会となります。	上記、【(1)就労（内定）】と同じ ※「就労証明書」の「7 就労実績欄」には、休職前の最終 3 か月を記入するように事業所に依頼してください。 ※ 変則勤務の方は、休職前の最終 3 か月の勤怠表を提出してください。 ※ 自営業等の方は、休職前に自営業等を行っていたことがわかる書類（源泉徴収票等）を提出してください。

(3)就学	◆ 下記①～③をすべて満たすこと。 ① 1日4時間以上就学している。 ② 15時から17時までの間の時間を含み学校等で就学している。※15時終了は審査対象外となります。 ③ 就労に必要な技術等の習得のため、週3日(日曜日を除く)以上、学校等に通学し、外出している。 ※ 通信教育は審査対象外となります。	【必須】 ● 「在学証明書」又は「学生証」の写し ● 「時間割」の写し
(4)出産	◎ 出産を要件とした入会の場合、承認期間は出産予定月の前後2か月(最長5か月)です。 ◎ 入会後、出産が判明した場合、出産を要件とした入会に変更となり、出産月の2か月後の末日で退会となります。 ◎ 出産月の2か月後の末日以降も、継続して入会を希望する場合は、入会終了月の10日までに、再申請が必要です。	【必須】 ● 母子手帳(出産予定日・母の氏名が確認できるページ)の写し
(5)疾病 心身障害等	◆ 下記①と②を満たすこと。 ① 入院・通院・自宅療養をしている。 ② 疾病・心身障害等により、児童の育成が困難であると医師が認める場合。 ◎ 承認期間は、入院期間(療養期間)・手帳の有効期間内(最長年度末まで)となります。 ◎「診断書」の内容によっては、学童クラブの入会が認められない場合もあります。	【必須】 ● 「医師の診断書」又は「各種手帳の写し」 ※「医師の診断書」について ◉ 3か月以内に記載されたもの ◉ 児童の育成が困難であることが記載されていること ◉ 入院期間(療養期間)が記載されていること。
(6)介護 看護	◆ 保護者の家族が障害者(身体障害者手帳1・2級、障害者福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2度)又は要介護者(要介護4・5)であり、常時観察または付き添い看護・介護が必要とみられる場合	【必須】 ● 「被介護者の手帳の写し」「介護保険被保険者証の写し」「医師の診断書」「ケアプランの写し」のいずれか ● 介(看)護状況届(清瀬市ホームページまたは市役所窓口で取得してください。)
(7)求職中	◆ 就労に向けて、求職活動における外出(日中午後)を常態としている。(在宅での求職活動は不可) ◎ 求職を要件とした入会の場合、承認期間は2か月間です。 ◎ 求職要件での申請は、4月入会又は入会期間中長期就労者が一時的に失職した場合のみ、年度内1回限りです。	【必須】 ● 「ハローワークカードのコピー」等求職していることがわかる書類。

学童クラブ入会申請方法

下記のいずれかの方法で申請してください。但し、育成料に滞納がある世帯は、清瀬市役所２階(14番窓口)のみでの受付となりますのでご注意ください。

1、 Web フォーム



入会申請に必要な書類(就労証明書等)のデータをご用意のうえ、左記 Web フォームから申請し、受付番号を必ずお控えください。

【 受付時間 ： 申請開始日９時から申請終了日16時まで 】

2、 清瀬市役所２階 生涯学習スポーツ課 学童係 （14番窓口）

【 受付時間 ： ９時から16時まで(土日祝日除く） 】

3、 郵送 ※(別紙)「郵送で申請する場合」をご参照ください。【申請最終日必着】

4、 学童クラブ

令和８年度の在籍児童は、令和９年度４月入会に限り、現在の学童クラブで申請できます。【 受付時間 ： 学童クラブ開所時間 】

学童クラブ入会申請にあたっての注意点

1、学童クラブに在籍中であっても毎年度入会の申請が必要となります。

2、すべての書類を揃えて日にちに余裕をもって申請してください。
書類に不足・不備がある場合は再提出が必要となります。指定期日までに提出が無い場合は、審査対象外となり、入会不承認となります。

3、提出された書類の記載内容について、入会要件を満たしているかどうか等不明な点がある場合、再度、書類の提出をしていただく場合があります。

4、提出いただいた就労証明書の記載内容をもとに、入会要件を満たしているかの確認を行います。就労証明書の「勤務実績欄」は、直近３か月のすべての記載が必須となります。

※ いかなる理由がある場合におきましても、直近３か月すべての勤務実績が入会要件を満たしていない場合は、申請を受理することができません。あらかじめご了承のうえ、内容をよくご確認いただきご申請ください。

※ 「就労証明書」に不明な点がある場合は、勤務先に問い合わせをさせていただきます。

5、学童クラブの決定に際し、児童や家庭の状況について、市の保有する個人情報、その他必要な情報を収集することがあります。また、お子様の円滑な育成のため、保育園等その他関係機関等に問い合わせさせていただくことがあります。

6、必要書類の申請事項に虚偽があった場合、入会不承認となります。

7、一度提出された書類は、返却できません。必要な場合は、提出前にご自身で写しをお取りください。

8、同一世帯の児童の育成料及び延長利用料に滞納がある場合は、入会申請をお受け付けできません。入会申請までに全額納付してください。納入確認後、清瀬市生涯学習スポーツ課学童係(14番窓口)のみでお受付いたしますので、「納入済通知書」をお持ちください。

申請後の流れについて

申　　請

⬇

選　考　会　議

⬇

選考結果の通知

入会の可否にかかわらず、下記のいずれかの文書により結果について通知いたします。

【 １次申請　】 令和９年１月中旬発送予定

【 ２次申請　】 令和９年２月中旬発送予定

【 4月以降の申請 】 入会希望月の前月中旬

⬇

内　　定

新１年生及び令和８年度学童クラブに入会していない新 2、3 年生に「学童クラブ内定に伴う面接について」を送付いたします。（※令和 8 年度学童クラブに入会している児童は、面接不要のため、送付いたしません。）

⬇

面　　接

「学童クラブ内定に伴う面接について」で指定された日時に、必ず親子で面接を受けてください。

⬇

入会決定の通知

新規入会内定児童の面接終了後、全入会決定者へ、「学童クラブ入会承認通知書」を送付いたします。

【1 次申請】令和９年２月中旬

【2 次申請】令和９年３月上旬

【4月以降の申請】入会希望月の前月下旬

保　　留

入会定員を超過した場合、入会保留となり、保留になった児童全員に「清瀬市立学童クラブ保留通知書」を送付いたします。

◎　欠員が生じるまでお待ちいただきます。

◎　初回審査月のみ「清瀬市学童クラブ入会保留通知書」を送付いたします。翌月以降は送付いたしません。

◎　保留の有効期限は、入会希望月から 6 か月間で、毎月入会選考対象となります。有効期間終了後、再申請が必要となります。再申請について、市より連絡することはありませんのでご了承ください。

※ 入会希望月が４月の場合、９月入会まで選考対象となり、9 月10日までに再申請が必要となります。

◎　有効期間中、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに生涯学習スポーツ課学童係へ変更届等を提出してください。

◆ 選考会議について

「清瀬市学童クラブ入会選考基準」（P. 7）を基に、厳正な審査のうえ、選考を実施します。

基本指数		調整指数		合計指数
提出された書類をもとに、（表－1　選考基準指数）により、両親それぞれの基本指数を決定し、その合算を用います。	✚	（表－2　調整指数）に該当する項目により基本指数に加点または減点を行います。	〓	各学童クラブごとに、合計指数の高い児童から、内定を決定します。

学童クラブ育成料

学童クラブの育成料は、利用日数に関わらず、**月額 5,000 円**です。

◆育成料の減額免除

下表のいずれかに該当する世帯は、育成料が減額・免除となります。

※ 減免・減額を希望する場合は、毎年度申請が必要です。前年度適用となった場合も申請が必要ですのでご注意ください。

※ 年度途中で減免を受ける場合は、「育成料減免申請書」と必要書類を添付して提出してください。 申請月の翌月からの適用となります。過去に遡っての適用はできません。

対象世帯	減額・免除	必要書類
1、複数人入所 （ 同一世帯において、児童が 2 人以上入会している場合、2 人目以降 ）	4 割減額	特になし
2、ひとり親世帯 （父若しくは母が死亡し、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様にある世帯）	4 割減額	特になし
3、生活保護受給世帯 （生活保護法の規定による保護を受けている世帯）	全額免除	生活保護受給証明書
4、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支給給付受給世帯。	全額免除	支給給付受給証明書
5、住民税非課税世帯 （児童と生計を一にしているもの全員の住民税が非課税である世帯）	全額免除	令和8年度非課税世帯

◆お支払い方法

育成料の納入には、原則として、口座振替による納入をお願いしております。

1、口座振替

口座振替の利用にあたっては、金融機関での事前手続きが必要です。

入会が決定しましたら、「口座振替依頼書」を、「清瀬市立学童クラブ入会承認通知書」に同封いたします。必要事項をご記入・ご捺印の上、金融機関へ直接お持ちください。

ただし、ゆうちょ銀行につきましては、ゆうちょ銀行指定の「自動払込申込書」がございますので、直接、ゆうちょ銀行にて、お手続きをお願いいたします。

2、納付書

特別な理由により口座振替ができない場合は、学童クラブを通して、毎月15日前後に納付書を送付いたします。清瀬市指定場所・方法にて納期限までにお支払いください。

令和 9 年度　育成料口座振替日・納入期限日

4 月	令和 9 年 4 月30日(金)	8 月	令和 9 年 8 月31日(火)	12月	令和 9 年12月27日(月)
5 月	令和 9 年 5 月31日(月)	9 月	令和 9 年 9 月30日(木)	1 月	令和10年 1 月31日(月)
6 月	令和 9 年 6 月30日(水)	10月	令和 9 年11月 1 日(月)	2 月	令和10年 2 月29日(火)
7 月	令和 9 年 8 月 2 日(月)	11月	令和 9 年11月30日(火)	3 月	令和10年 3 月31日(金)

入会中のお手続き

◆ 入会後、家庭状況に変更があった場合、その内容に応じて申請する必要があります。

事由	必要書類	提出期限	備考
住所変更 氏名変更 電話番号変更 世帯員変更	・家庭状況変更届 ・退会届 ※1 ・就労証明書 ※2 ・学童クラブ育成料減免申請書 ※3	変更後 速やかに	※1 市外に転出する場合 ※2 18歳以上の世帯員が増員の場合、その世帯員の就労証明書を提出 ※3 世帯員の変更等により、減免該当世帯となった場合
退職	・退会届 ・家庭状況変更届 ※4	退職日決定後 速やかに	※4 退職後、求職活動を行う場合、提出。退職した日の属する月の翌月から年度内 1 回のみ 2 か月間求職中として、入会が認められる。ただし、2 か月以内に新規就労開始できない場合や、就労証明書の提出が２か月目の10日までに提出できない場合は退会。退職したことについて届出がなければ、判明した時点で退会。
就職	・家庭状況変更届 ・就労証明書	求職活動での入会期間の最終月１０日まで	求職活動での入会期間最終月（退職した日の属する月の翌月から 2 か月目）の10日までに必要書類が提出できない場合、その月末で退会。
転職	・家庭状況変更届 ・就労証明書	転職先が決定後速やかに	勤務先や就労状況によって、別途追加書類の提出を依頼する場合があります。
就労状況の変更・異動・移転等	・家庭状況変更届 ・就労証明書	変更先が決定後、速やかに	勤務時間や日数が変更になった場合、提出してください。
休職	・家庭状況変更届 ・就労証明書 ・診断書	休職が決定後、速やかに	就労証明書の備考欄に事業者の認める休業期間の記入を依頼してください。
出産	・家庭状況変更届 ・母子手帳の写し	出産予定日が決定後、速やかに	入会事由が「出産」となり、入会期間が出産予定月とその前後 2 か月（最長 5 か月間）に変更となります。育児休業中の入会はできません。

退所について

◆ 入所要件を欠くに至った場合など、次のいずれかに該当した場合は退所となります。

1、対象児童及び保護者において定められた入所の要件を満たさなくなったとき

2、入所申請内容に偽りがあったとき

3、入所申請内容と実態が異なることが判明したとき

4、正当な理由なく、1ヵ月の出席日数が12日未満となることが 3 か月以上続いた場合

5、疾病やその他の事由により集団生活に適さないと市長が認めた場合

◆ 学童クラブでの育成が不要となり、退会を希望される場合は、退会する月の20日までに「退会届」を在籍する学童クラブまたは学童係へ提出してください。(原則、学童クラブの退会は月末となります。)

学童クラブの利用にあたって

◆ 欠席する場合

＊ 必ず保護者の方から、事前に学童クラブへ連絡帳または電話で連絡をお願いいたします。また、学校休業日等の出欠も忘れずにお願いいたします。

◆ 学童クラブの行き帰り

＊ 学童クラブは児童のみで通うことを基本としています。通学路を基準に、ご家庭で一定の経路を一つ決めてください。(複数の道順は防犯上危険であり、把握が困難となります。万が一、一定の道以外で怪我や事故にあった場合は保険対象外となります。)

＊ お迎えに来る場合は、連絡をお願いいたします。特に、保護者以外のお迎えは、どなたがいらっしゃるのか必ず連絡してください。(保護者以外の方の場合は、その方の身分を確認させていただきます。)

◆ 緊急時の対応

＊ 学童クラブで育成中に地震や台風などの自然災害が発生した場合、保護者のお迎えの連絡等をする場合があります。

＊ 児童が学童クラブでケガ・体調不良となった場合、学童クラブより保護者へ連絡します。状況により保護者のお迎えをお願いします。また、ケガ等の程度により学童クラブの指導員同伴のもと医療機関へ搬送する場合があります。※万が一の事故に備えて傷害保険に加入しています。

＊ 学童クラブでは医療行為は行えませんのでご注意ください。

◆ 感染症について

＊ 児童及びご家族等に感染症が疑われる発熱や体調不良等の症状が見られる場合は、速やかに学童クラブへご連絡ください。また、学校に準じて学童クラブも休ませてください。

◆ 習い事について

＊ 事前に学童クラブ指導員に相談してください。学童クラブから習い事に行くことはできますが、学童クラブに戻ることはできません。また途中の事故や怪我は保険対象外となります。

◆ 育成料の納付について

＊ 育成料は、学童クラブを運営するための大切な経費です。

＊ 口座振替の方は、口座振替日に資金不足等にならないようにしてください。

＊ 納付書払いの方は、納入期限までに必ず納入してください。

清瀬市学童クラブ一覧

小学校区域	学童クラブ名	定員	住所	電話番号
清瀬小学校	清瀬小第１学童クラブ	50	中里５−741 清瀬小学校内	493-5408
	清瀬小第２学童クラブ	60	中里５−624(２階)	493-5585
	清瀬小第３学童クラブ	50	中里５−624(１階)	493-2555
芝山小学校	芝山小第１学童クラブ	40	元町２−16−５ 芝山小学校隣接	494-0878
	芝山小第２学童クラブ	40		
	芝山小第３学童クラブ	40		
第三小学校	三小第１学童クラブ	35	竹丘１−15−４ 第三小学校内	492-5622
	三小第２学童クラブ	35		
第四小学校	四小第１学童クラブ	35	中里２−1471 第四小学校内	492-3955
	四小第２学童クラブ	35		
第六小学校	梅園第１学童クラブ	35	梅園２−９−38 第六小学校隣接	492-5606
	梅園第２学童クラブ	35		
	梅園第３学童クラブ	30		
第七小学校	七小第１学童クラブ	30	松山3−１−92 第七小学校内	492-6767
	七小第２学童クラブ	30		
第八小学校	八小第１学童クラブ	35	中清戸４−1070 第八小学校内	492-5535
	八小第２学童クラブ	35		
	八小第３学童クラブ	35		
第十小学校	十小第１学童クラブ	35	中清戸１−454−356 第十小学校隣接(２階)	493-4350
	十小第２学童クラブ	35		
	十小第３学童クラブ	35	中清戸１−454−356 第十小学校隣接(１階)	493-3940
	十小第４学童クラブ	35		
清明小学校	清明小第１学童クラブ	35	旭が丘２−８−１ 清明小学校内	492-5602
	清明小第２学童クラブ	35		

清瀬市立学童クラブ案内図



番号	施設名称	所在地	電話
①	梅園 第1第2第3 学童クラブ	梅園 2-9-38	(492) 5606
②	清明小第1第2 学童クラブ	旭が丘 2-8-1 清明小学校内	(492) 5602
③	四小第1第2 学童クラブ	中里 2-1471 第四小学校内	(492) 3955
④	八小 第1第2第3 学童クラブ	中清戸 4-1070 第八小学校内	(492) 5535
⑤	七小第1第2 学童クラブ	松山 3-1-92 第七小学校内	(492) 6767
⑥	芝山小 第1第2第3 学童クラブ	元町 2-16-5 芝山小学校隣接	(494) 0878
⑦	清瀬小第1 学童クラブ	中里 5-741 清瀬小学校内	(493) 5408
⑧	清瀬小第2 学童クラブ	中里 5-624 （2階）	(493) 5585
	清瀬小第3 学童クラブ	中里 5-624 （1階）	(493) 2555
⑨	三小第1第2 学童クラブ	竹丘 1-15-4 第三小学校内	(492) 5622
⑩	十小第1第2 学童クラブ	中清戸 1-454-356 第十小学校隣接	(493) 4350
	十小第3第4 学童クラブ		(493) 3940